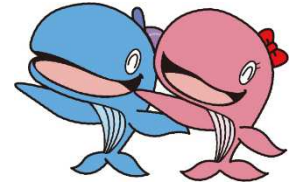


新たな「昭島市男女共同参画プラン」を策定します！

令和3年度～令和12年度の10年計画です。
☆基本理念や新たに盛り込む内容をお知らせします。
市民の皆様からのご意見をお寄せください。



※「昭島市男女共同参画プラン」を知っていますか？ ⇒知っている人：9.2%

「昭島市男女共同参画プラン」とは：

- 「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために、昭島市の行動計画として示すものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定められた市町村基本計画として位置づけ、「昭島市配偶者暴力対策基本計画」とします。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定められた市町村基本計画として位置づけ、「昭島市女性活躍推進計画」とします。
- 昭島市総合基本計画の部門計画としての位置づけです。
- 関係法令や各種計画等との整合性を図り、策定します。

※「男女共同参画社会基本法」を知っていますか？
⇒知っている人：49.6%

男女共同参画社会基本法（平成11（1999）年施行）は、男女共同参画社会の実現に向けた国・地方公共団体、国民の責務が明らかになり、地方公共団体が男女共同参画基本計画を策定するよう定められました。

※「DV防止法」を知っていますか？
⇒知っている人：81.1%

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（平成13（2001）年制定）により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。また、平成25（2013）年に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も適用対象となりました。

※「女性活躍推進法」を知っていますか？
⇒知っている人：46.3%

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27（2015）年公布・施行）は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要だとして、10年間の時限立法として公布・施行されたものです。これにより国や地方公共団体、民間事業主等の責務が明らかになり、基本方針や行動計画の策定・公開や女性の活躍状況の「見える化」等の情報公開が求められています。

※令和元（2019）年に実施した昭島市「男女共同参画に関する市民意識調査」報告書より抜粋（以下同）

※知っている人の率は、「知っている」「聞いたことがある」という回答の合計です。

新プランの基本理念

「性別や世代を超えて、一人ひとりが生き生きと輝く男女共同参画社会の実現」



～基本理念の実現に向けて以下の3つの視点で計画を策定します～

1. 人権の尊重

性別などを理由に差別されることがなく、多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳をもって生きることができる社会を目指します。また、人権を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

2. 柔軟で多様な生き方に向けての意識の醸成

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的に形成された価値観から解放され、自らの意思に基づいて個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる社会を目指します。

3. あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野の活動において、男女が共に参画し責任を分かち合い、男女が共に生き生きと主体的に活躍する社会の実現を目指します。新しい分野への進出や挑戦を後押しします。

例えば、「ワーク・ライフ・バランスの推進」にも、この3つの視点が必要と考えます。

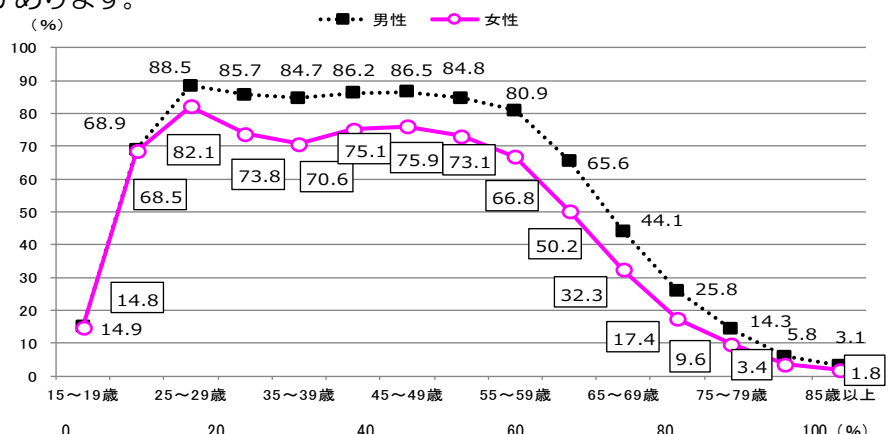
(ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和を自ら希望するバランスでとることです)

- 1
 - ・自分の人生を自分で自由に選択する権利があります。
 - ・職場におけるハラスメントや家庭における暴力をなくす必要があります。
 - ・一人ひとりの心身の健康を守ることが大切です。
- 2
 - ・一人ひとりの個性や能力は、性別だけで決まるものではないと考えます。
 - ・職場・家庭・地域における役割も、固定的な性別役割分担意識や社会的・文化的に形成された価値観に縛られずに選択し担ってよいという個人の意識・社会全体の意識が必要と考えます。
- 3
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進には、職場の働き方改革の推進や、育児や介護などをサポートする社会的制度や地域の資源が必要です。そういった意思決定の場における男女共同参画が必要であり、そのためにはまだ数少ない女性の参画を後押しする必要があります。

<男女別年齢別労働力率の比較>

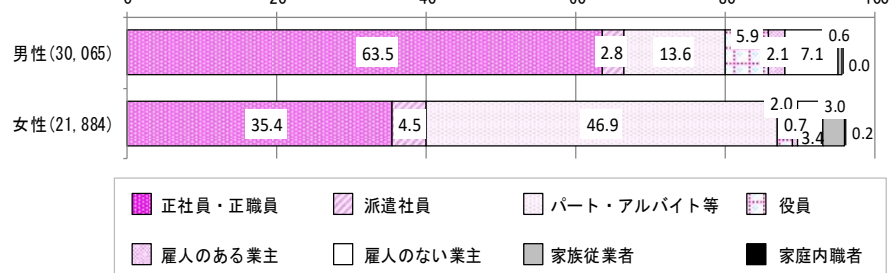
労働力率とは、総人口に占める労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の割合です。人生100年時代とされていますが、男女とも20代から50代までがいわゆる「働き盛り」であり、60代から一気に下降していきます。

また30代以降、女性労働力率は男性より10ポイント以上低くなっています。



<男女別従業上の地位>

男性は正社員・正職員の割合が63.5%と最も高いのに対し、女性の正社員・正職員の割合は35.4%と低く、パート・アルバイトの割合が46.9%と最も高くなっています。また、役員の割合をみると、女性は男性の約3分の1となっています。



※いずれも総務省「国勢調査」(平成27(2015)年)より

新プランに新たに盛り込む内容（案）

■「昭島市配偶者暴力防止基本計画」の包含

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」（平成 12（2000）年施行）は、「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている人を守る法律です。平成 25（2013）年の改正では、被害者から拒まれたにもかかわらず執拗に連続した電子メールを送信する行為が新たに規制対象となり、平成 28（2016）年には、Twitter や LINE 等の SNS 等でのメッセージの連続送信や個人のブログへ執拗な書き込みがつきまとい行為に追加され、罰則の強化や警察、司法関係者への被害者の安全確保、秘密保持義務の明記等抜本的な改正が行われました。

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」（平成 26（2014）年施行）は、私的に撮影された性的な画像などを本人の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制する法律です。「リベンジポルノ（復讐ポルノ）」とは、離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

■「昭島市女性活躍推進計画」の包含

■人種・性別（性的マイノリティ（LGBT 等）も含む）等あらゆる差別の撤廃

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成 30（2018）年制定）は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重理念の実現に向けた条例が制定されました。「ヘイトスピーチ（本邦外出身者への不当な差別的言動）のない東京の実現」、「性的マイノリティ（LGBT 等）を理由とする差別のない東京の実現」を柱としています。

「性的マイノリティ」とは、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）と性自認（自分の性をどう認識しているか）において少数派であるということです。

「LGBT」とは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）のことです。

■国連の持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れたジェンダー平等の実現

国連の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；SDGs）」の 17 の目標の中に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が含まれています。

「ジェンダー（gender）」とは、生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別（男らしさ、女らしさなど）のことです。

世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、経済、教育、健康、政治の 4 分野から構成され、2019 年における日本の順位は、153 か国中 121 位です。

■「昭島市男女共同参画センター」の充実

「昭島市男女共同参画センター」（令和 2（2020）年 3 月開設）は昭島市の男女共同参画推進拠点として、専門相談員を増員し、女性相談、男性相談、DV 相談等の男女共同参画に関する相談事業を充実させています。また、男女共同参画に関する活動支援や交流の場の提供、関連資料の閲覧・貸出も行っています。

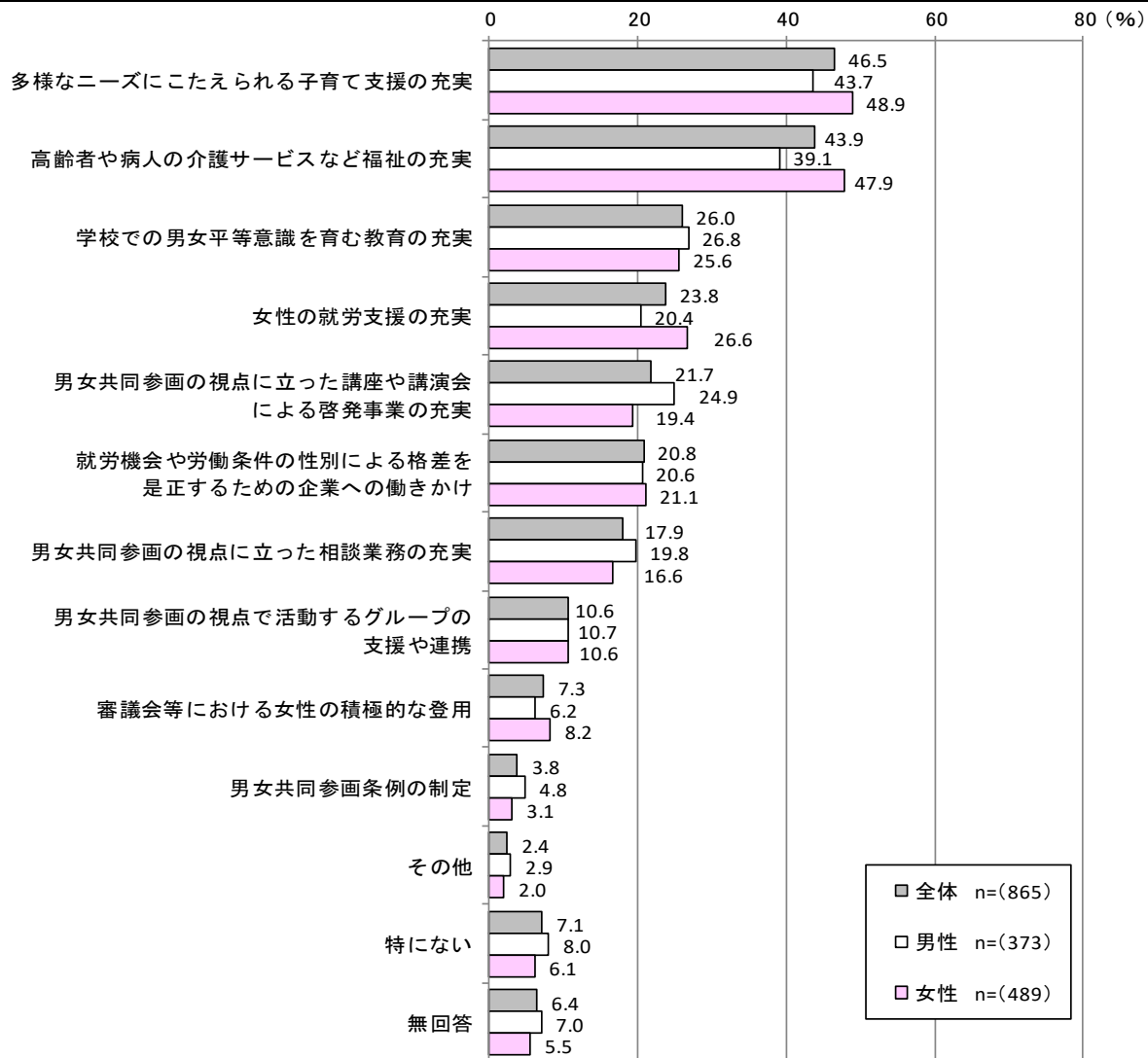
■男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策

■新型コロナウイルス感染拡大を契機とした感染予防策としての新たな生活様式の導入

男女共同参画社会の実現に向けての施策のニーズ

令和元（2019）年に実施した昭島市「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、本市における男女共同参画社会の実現のために重要な施策は、「多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実」、「高齢者や病院の介護サービスなど福祉の充実」、「男女平等意識を育む学校教育の充実」、「女性の就労支援の充実」の順に高くなっています。これらの施策の充実をさらに図っていきます。

「Q.昭島市における男女共同参画を推進するために特に重要だと思うことを3つまで選んでください。」



市民の皆様からのご意見をおまちしております。

次のいずれかの方法でご提出ください。口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。なお、様式は問いません。意見書に「住所」、「氏名」、「意見書名」を明記願います。

① 担当課の窓口へ持参 ② 担当課へ郵送 ③ 担当課へファックス ④ 担当課へメール送信

意見の提出期間：令和2年9月15日（火）から令和2年10月5日（月）

◎ 問い合わせ及び提出先：昭島市男女共同参画センター

〒196-0012 昭島市つつじが丘3-3-15 アキシマエンス校舎棟2階

電話：042-519-2277 FAX：042-519-2803

E-mail：joseikatsuyaku@city.akishima.lg.jp